

旧鹿野小学校跡地利活用検討委員会設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会は、旧鹿野小学校跡地利活用検討委員会（以下「検討委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 鹿野町地域の振興と活性化に資するため、核となる旧鹿野小学校跡地の利活用及び整備の計画（以下「整備計画」という。）について、鳥取市公共施設の経営基本方針及び鳥取市公共施設再配置基本計画を基本としつつ、地域住民の思いを十分考慮し官民が連携して、協議・検討し作成することを目的とする。

（組織）

第3条 検討委員会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

（任務）

第4条 検討委員会は第2条の目的を達成するため、次の任務を行う。

- （1）整備計画に反映する利用方法・活用事業の検討
- （2）利活用方法を踏まえた、整備計画に盛込む平面配置・新設建物の検討
- （3）その他目的達成に必要な事項

（役員）

第5条 検討委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長、副委員長を各1名及び監事2名を置く。
- （2）委員長、副委員長及び監事は、委員の互選により選出する。

（役員の職務）

第6条 委員長は検討委員会を代表し会務を総括するとともに、検討委員会を招集し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。
- 4 委員長は、必要に応じて検討委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（会議）

第7条 会議は、次の事項を審議決定する。

- （1）要綱の制定及び改廃に関すること。
- （2）任務の推進に関すること。
- （3）予算及び決算に関すること。
- （4）その他検討委員会の運営に関する重要な事項。

（任期）

第8条 委員の任期は、第2条の目的を達成するまでとする。

(事務局)

第9条 検討委員会の事務局は鳥取市鹿野町総合支所地域振興課に置く。

(経費)

第10条 検討委員会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 検討委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日で終
るものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか検討委員会の運営に必要な事項は、その都度
協議して定める。

(付則)

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

別表

旧鹿野小学校跡地利活用検討委員会 委員等名簿

No.	団体・組織名	役職名	氏名
1	NPO法人 鳥の劇場	代表理事	中島 諒人
2	鹿野町観光協会	会長	岡田 実
3	鹿野往来交流館 童里夢	館長	長尾 裕昭
4	城山まもりたい	代表	佐々木 豊
5	NPO法人 いんしゅう鹿野まちづくり協議会	事務局長	小林 清
6	鹿野地域振興会議	会長	小川 義和
7	鹿野地域振興会議	委員	池原 恵理
8	鹿野まち普請の会	副会長	森村 繁一
9	勝谷元気づくりの会	会長	長谷川 誠一
10	小鷲河ふる里をまもる会	会長	田中 義宏
11	鹿野町自治会	副会長	清水 富和
12	鹿野地区公民館	館長	村上 光重
13	鹿野学園PTA	会長	筒井 洋平
14	有識者		安藤 和也
15	学識経験者		

行政 （ オブ ザ ）	文化交流課		
	地方創生・デジタル化推進室		
	資産活用推進課		
事務局		支所長	
	鹿野町総合支所	地域振興課長	
		地域振興課	